

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香取市長 伊藤 友則

市町村名 (市町村コード)	香取市 (122360)
地域名 (地域内農業集落名)	小見川中央 (大根塚・外浜・干拓・東・西・八日市場・野田・羽根川・北小川・南小川・南原地新田・新々田・入会地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、黒部川流域に広がる平坦な水田地帯である。</p> <p>地域内の水田は八日市場耕地整理組合(八日市場地区)、小見川八丁面干拓土地改良区(八日市場地区)、小見川八丁面土地改良区(小見川地区)、小見川第一土地改良区(小見川地区・南原地新田地区・新々田地区)、北小川耕地整理組合(下小川地区・本郷地区)、黒部川左岸土地改良区(本郷地区・下小川地区・野田地区)、小見川南小川耕地整理組合(下小川地区)、及び香取市東部土地改良区(入会地地区)の耕地で、昭和40年代までに基盤整備がされているが、主として10a区画の農地である。</p> <p>このため、長期的な地域営農継続のため地域の実情にあった土地基盤整備を実施し、農作業の効率化、農業経営の安定化を図ることも必要である。</p> <p>また、個人農家では高齢化、後継者不足などにより農地の適正利用が懸念されるため、離農や経営規模を縮小する農家は、農地中間管理機構へ農地を貸し付けることで地域の担い手に対し農地を集積・集約化し地域農業を維持・発展していくことに努める。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者:12人(うち、団体経営体:5経営体) 主な作物:水稻、花卉</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	395 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
段階的に集約化を進めるため、担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業、及び農地耕作条件改善事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、多様な経営体にも配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者等の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--